

第1期高岡市認知症施策推進計画の策定について

1 背景

- ・令和6年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、令和6年12月3日に同法に基づき策定された国の認知症施策推進基本計画が閣議決定された。
- ・同法において、第13条に市町村は、基本計画（都道府県計画）を基本とするとともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。
- また、市町村計画は、市町村地域福祉計画、市町村老人福祉計画、市町村介護保険事業計画、その他の法令の規定に基づく計画に位置づけられている認知症施策に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないとされている。
- ・計画策定に当たっては、介護保険事業計画等の既存の行政計画と一体のものとして策定することは差支えないとされている。

2 高岡市認知症施策推進計画の策定について

(1) 計画の方向性

- ・本市の認知症施策は、第9期高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に位置付けているが、今回策定する認知症施策推進計画は、これらの計画とは別に柱建てを行い、認知症施策の整理を行った上で、第10期高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画（令和9年度～令和11年度）と一体のものとして策定する。

(2) 計画期間

令和9年度から令和11年度（3年間）

※今後、高岡市高齢者保健福祉計画・高岡市介護保険事業計画の見直しと合わせて見直しを行う。

(3) 高岡市認知症施策推進計画の骨子（案）

■計画の目的

認知症の人を含めた市民一人ひとりがその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現すべく、市における認知症施策を総合的かつ効果的に推進するため、新たに認知症施策推進計画を策定するものである。

■基本的施策

- ① 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- ② 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- ③ 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- ④ 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- ⑤ 保健医療サービスおよび福祉サービスの提供体制の整備等
- ⑥ 相談体制の整備等
- ⑦ 研究等の推進等
- ⑧ 認知症の予防等

■計画の位置づけ

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく計画

3 計画策定スケジュール（予定）

（1）令和7年度

高岡市介護保険運営協議会において、計画策定に係る国・県の動向をお示しとともに、高岡市認知症施策推進計画を第10期高岡市介護保険計画（令和9年度～令和11年度）の策定に合わせて一体的に策定することや、内容については令和8年度に「高岡市認知症施策推進会議」を設置して協議を進めていくことを報告。

（2）令和8年度

「高岡市認知症施策推進会議」を設置し、協議・検討を行う（委員18名依頼予定）。

※高岡市介護保険運営協議会と連動して開催する。

（委員）

- ・認知症の人及び家族 3人
- ・保健医療サービスおよび福祉サービスを提供する者 9人
- ・公共交通事業者等 1人
- ・金融機関 1人
- ・小売業者その他の日常生活及び社会生活を営む基盤となるサービスを提供する事業者 3人
- ・学識経験者 1人